

2. R/D (和文・西文)

ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクトにかかる日本の技術協力に関する独立行政法人国際協力機構とコスタリカ共和国国家リハビリテーション特殊教育審議会との討議議事録

2006年11月14日から12月5日まで、独立行政法人国際協力機構（以下、JICA）による小野喜志雄団長率いる事前調査団がコスタリカ共和国を訪問し、技術協力プログラムフレーム内のブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクトに関して、コスタリカ国政府関係機関と一連の協議を行なった結果、JICAと国家リハビリテーション特殊教育審議会（以下、CNREE）は、同プロジェクトの実施のために取られるべき対処方針について、ミニツに署名を行なった。

上記の協議及び1985年5月24日に日本政府とコスタリカ共和国政府により結ばれた技術協力協定政令7036号(1985年6月4日付けGaceta 103号に掲載)に基づき、CNREE理事会決議No.1144による承認を受け、JICAコスタリカ駐在員事務所長とCNREE事務局長は附属文書に記載する諸事項について合意した。

なお、本討議議事録は等しく正文である日本語、スペイン語による各々2通を作成した。

2007年2月23日 サンホセ



附属文書

I. JICAとCNREEの協力

1. CNREEはJICAの協力により、ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合リハビリテーション強化プロジェクト（以下、プロジェクト）を実施する。
2. プロジェクトは附表I、IIのマスタープラン（PDM）及び実施計画（PO）に基づいて実施される。

II. JICAの取るべき措置

日本国において施行されている法律及び規則、また協定（政令7036号3条）に従い、JICAは、日本政府の国際協力実施機関として、JICAの経費負担により、日本の技術協力の通常手続きに基づき、以下の措置を取る。

1. 日本人専門家の派遣

JICAは附表IIIに掲げる日本人専門家の役務を協定V、VI、VII条に基づき提供する。

2. 機材供与

JICAは附表IVに掲げる当該プロジェクトの実施に必要な資機材（以下、機材）を供与する。機材には協定（政令7036号）VIII条が適用される。

3. 研修員受入

JICAは、日本における技術研修のため当該プロジェクトに関するコスタリカ人員を受け入れる。

III. CNREEの取るべき措置

1. CNREEは全ての関係者、受益者グループ及び団体を当該プロジェクトに積極的に参加させることにより、日本の技術協力期間中及び終了後、当該プロジェクトの自立的運営が持続されることを確保するために、必要な措置を取る。

2. C N R E E は、日本の技術協力の結果としてコスタリカ国民が得る技術及び知識が、コスタリカの経済及び社会開発に貢献するよう、協働機関と調整及び統制を行なう。
3. C N R E E は、上記II-1にいう日本人専門家及びその家族に対し、協定V、VI条（政令7036号）に基づき、コスタリカ政府が、コスタリカ国内において、特別措置、免税及び便宜を与えるよう、担当機関に対し、必要な対応を行なう。
4. C N R E E は、協定VIII条（政令7036号）に基づき、コスタリカ共和国政府が、上記II-2にいう J I C A が供与する機材及び上記II-1にいう日本人専門家が取り寄せた資機材の受入れ及び利用において必要な措置を行なうよう、担当機関に対し調整を行なう。
5. C N R E E は、コスタリカ国民が、日本における技術研修から得た知識及び経験が、当該プロジェクト実施のために有効に用いられることを確保するために必要な措置を取る。
6. 協定V条（政令7036号）に基づき、C N R E E は附表Vに掲げるカウンターパート及び事務職員の配置を行なう。
7. 協定V条（政令7036号）に基づき、C N R E E は附表VIに掲げる建物及び設備を提供する。
8. コスタリカ共和国において施行されている法律及び規則に基づき、C N R E E は、上記II-2にいう J I C A によって供与される機材以外の、当該プロジェクト実施に必要な機械、装置、器具、車両、工具、予備部品及びその他の物品の提供もししくは更新を行なう。
9. コスタリカ共和国において施行されている法律及び規則に基づき、C N R E E はプロジェクト実施に必要なランニングコストを負担する。

IV. 当該プロジェクトの管理

1. 国家リハビリテーション特殊教育審議会事務局長は、プロジェクトダイレクターとして、当該プロジェクトの管理及び実施にかかる全体の責任を負う。
2. 国家リハビリテーション特殊教育審議会技術部長は、プロジェクトサブダイレクターとして、当該プロジェクトの管理及び実施にかかり、プロジェクトダイレクターのサポートを行なう。

3. 国家リハビリテーション特殊教育審議会ブルンカ支部コーディネーターは、プロジェクトマネージャーとして当該プロジェクトの活動及び技術的な責任を負う。
4. チーフアドバイザーは、当該プロジェクトの実施に関する事項に関し、プロジェクトダイレクター、プロジェクトサブダイレクター、プロジェクトマネージャーに対し、必要な提言及び助言を与える。
5. 日本人専門家は、コスタリカ人カウンターパートに対して、当該プロジェクトの実施に関する技術的事項において、必要な技術的助言を与える。
6. 当該プロジェクトを効果的且つ適切に実施するために、附表VIIに記述される構成による合同調整委員会が設置される。

V. 合同評価

当該プロジェクトの評価は、協力期間の中間時及び終了前 6 ヶ月の間に、達成レベルを検討するために JICA とコスタリカ共和国関係機関により行われる。

VI. 日本人専門家に対する請求

協定 VII 条（政令 7036 号）に基づき、コスタリカ共和国政府は、日本人専門家のコスタリカ国内における職務の遂行に起因し、またはその遂行中もしくはその遂行に関連して、日本人専門家に対する請求事由が発生した場合には、日本人専門家の故意または重大な過失による場合を除き、その請求に関する責任を負う。

VII. 相互協議

JICA とコスタリカ共和国政府は、本附属文書から生じる、あるいは本附属文書に関連する主要事項について相互に協議を行なう。

VIII. 当該プロジェクトに関する理解及び支援の促進

C N R E は、当該プロジェクトに対する理解及び協力促進のため、当該プロジェクトをコスタリカ国民に周知するために適切な措置を取る。

IX. 協力期間

当該プロジェクトの技術協力期間は、2007年3月2日から5年間とする。-



高橋臣夫
独立行政法人国際協力機構
コスタリカ共和国駐在員事務所長



バルバラ ホルスト
国家リハビリテーション特殊教育審議会
事務局長

附表 I	マスタープラン (Project Design Matrix)
附表 II	実施計画(P0)
附表 III	専門家リスト
附表 IV	資機材リスト
附表 V	コスタリカ共和国カウンターパート及び事務要員リスト
附表 VI	建物、設備リスト
附表 VII	合同調整委員会リスト

附表 I

PDM プロジェクト名:コスタリカ国ブルンカ地方における人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合ハビリテーション強化計画(案)
 ターゲットグループ:ブルンカ地方の障害者
 対象地域:ブルンカ地方
 協力期間:5年間(2007年3月~2012年3月)

プロジェクトの要約		指標	入手手段	外部条件
上位目標	コスタリカにおいて構築された人間の安全保障を重視した地域住民参加の総合ハビリテーションシステムが中米域内に普及展開されることを通じ、中米およびドミニカ共和国の障害者の生活機能がICFIに基づき向上する。	ICFIに基づいた活動と参加の項目が向上した障害者の数が増えた。	2019年末時点でのサンプリング調査報告書	国家リハビリテーション審議会の障害者のサンプリング調査報告書
	ブルンカ地方における活動と成果が国内の他地域に普及する。	2019年末時点での少なからずも新たに2地域でプロジェクトで確立された活動が行われ成果が発現していると確認される。	国家リハビリテーション審議会の障害者のサンプリング調査報告書	本プロジェクトで強化したりハビリテーション体制を本国が他の地域に普及するためには取り組みを行なう。
プロジェクト目標	障害者のニーズに合ったリハビリテーションが総合的に実施される体制が強化される。	1. プロジェクト終了時までにブルンカ地方のリハビリテーションサービスを受けた障害者が、以下の項目についてプロジェクト開始時に比べ最も低いと改善したと答える割合が増加する。 リハビリテーションサービスを受けけるまでの移動時間短縮、サービスを利用者の満足度。 2. プロジェクト終了時までにブルンカ地方において就労の可能性が備えたと感じている障害者の割合がプロジェクト開始時に比べ増加する。	国家リハビリテーション審議会の障害者のサンプリング調査報告書	国家リハビリテーション審議会の障害者のサンプリング調査報告書
成果	リハビリテーションに関わる組織間、セクター間の連携が強化される。	2008年3月までに地域におけるリハビリテーションの情報共有を促進するリハビリテーション地方委員会(以下、「委員会」)が定期的に開かれている。	委員会報告書	コスタリカ側の協働機関が「計画書」に基きリハビリテーションサービスを提供する。
	ICFIに基づき、障害者及びリハビリテーションサービスの情報が整備・提供されている。	2009年3月までにブルンカ地方におけるリハビリテーションサービス利用者及びリハビリテーションサービスを提供している機関(最低4機関(社会保険公庫、教育省、国立保険庁、国家リハビリテーション審議会))の統計情報が国家リハビリテーション審議会に提供されている。	各機関のホームページ、国家リハビリテーション審議会のHP上の情報ダイレクトリー。	リハビリテーションサービスを受けるための公共交通機関のアクセシビリティが改善する。
	リハビリテーション・サービスを提供する人材の能力が向上する。	2009年3月までに以下のとおりマニュアルが作成される。	プロジェクト定期報告書	福祉手当未受給者に手当が支給されるようになる。

		ブルンカ地方における障害者の数が大幅に増えない。	
4	リハビリテーションサービス強化による障害者へのアプローチ	2012年3月までに専門職ATAPSの少くとも80%以上がマニュアルの活用についての研修を受け、試験に合格している。	プロジェクト定期報告書
5	地域住民が障害者的人権を理解・尊重している。	2012年3月までに障害者の就労支援活動(収入を伴う労働、一般職労)を開始しているNGOの数がブルンカ地方に少なくとも2つある。	プロジェクト定期報告書
活動	2-1 リハビリテーションのニーズ及びサービス状況調査 2-2 ICFに基づくデータ収集方法の研修を開催する。 2-3 提供されたデータを国家リハビリテーション審議会本部で処理する。 2-4 リハビリテーションサービス及びそのユーザーのニーズに関する情報を提供する。 2-5 リハビリテーションサービス利用者のニーズ及びサービスについての相談及び情報提供窓口を強化する。 3-1 医療リハビリテーション専門職に対する研修を行う。 3-2 リハビリテーション総合計画書(以下「計画書」)の様式を作成し、施行し、改訂する。 3-3 リハビリテーション専門職及びATAPSに対し「計画書」の活用について研修する。	2-1 リハビリテーションのニーズ及びサービス状況調査 2-2 ICFに基づくデータ収集方法の研修を開催する。 2-3 提供されたデータを国家リハビリテーション審議会本部で処理する。 2-4 リハビリテーションサービス及びそのユーザーのニーズに関する情報を提供する。 2-5 リハビリテーションサービス利用者のニーズ及びサービスについての相談及び情報提供窓口を強化する。 3-1 医療リハビリテーション専門職に対する研修を行う。 3-2 リハビリテーション総合計画書(以下「計画書」)の様式を作成し、施行し、改訂する。 3-3 リハビリテーション専門職及びATAPSに対し「計画書」の活用について研修する。	2012年3月までにブルンカ地方において研修を終了し試験に合格した職業指導者の数が50人となる。 セクター内・セクター間の専門職が共同作成した「計画書」(※)に共通目標を設定されたリハビリテーションサービスユーザーの割合が少なくとも5%となる。 ※「計画書」とはリハビリテーション総合計画書をいう。 2012年までにブルンカ地方において障害に関する理解促進のための路線活動に参加した地域住民数が延べ1000名となる。

3-4 リハビリテーションマニュアル(障害別自己訓練マニュアル、医療レベル別マニュアル等)を作成し、施行、改訂する。	地域に根ざしたリハビリテーション(CBR)	(1)必要に応じた担当者の配置 培養実験の要員:厚生省、労働省、教育省、職業訓練センター、社会福祉庁、社会保険公庫、国家保険庁、障害者組織におけるコーディネーター配置(ナショナルレベル、ジョナラルレベル)
3-5 医療リハビリテーション専門職及びATAPSに対し自己訓練マニュアルの活用の仕方を家族・当事者に指導できるよう研修する。	研修員受け入れ(本邦受入) 年間3名	
3-6 障害者の就労に関して、障害者団体及び障害者を支援するN.G.O.の組織運営能力強化の研修をする。	医療リハ機材 データ処理システム一式 職業訓練用機材 車両 コピー機	機材
3-7 障害者の就労に関して、障害者団体及び障害者を支援するN.G.O.に対し就労の機会づくりの研修をする。		
3-8 職業訓練従事者に対し、障害者の訓練のための研修をする。		
4-1 共通目標の共同作成について専門職及びATAPSに対する研修を行う。		
4-2 共通目標の作成、分析のための意見交換の場を専門職及びATAPSに提供する。		
5-1 「障害当事者のリーダー育成のための研修を行う。		
5-2 地域住民に対し障害者の人権についての啓発活動を行う。	広域セミナー開催費	一般運営経費
5-3 地域住民に対しペリアルフリー社会実現のための啓発活動を行う。		経費等
5-4 プロジェクトの成果を広報する国内・域内セミナーを実施する。		

附表II 実施計画(PO)

活動	活動小項目	担当	2007				2008				2009				2010				2011				
			I	II	III	IV																	
1-1	障害当事者・NGOを含むリハビリテーション地方委員会立ち上げの提案書を作成し、CORE BRUNCAに提出する。	CNREE																					
地方委員の代表者を選定する事務委員会を開催する。	CNREE																						
地方委員会の形成	CNREE																						
都道府県の機能にかかる規約作成と研修会及びリサーチの実施	CNREE及び地方委員会																						
研修ニーズの把握	CNREE及び地方委員会																						
研修計画の策定	CNREE及び地方委員会																						
研修計画の実施	CNREE及び地方委員会																						
調査のデザイン	CNREE及び地方委員会																						
情報収集の実施	CNREE及び地方委員会																						
情報整理	CNREE及び地方委員会																						
研修計画の策定及び実施	CNREE及び地方委員会																						
情報収集のオーマットの作成	CNREE及び地方委員会																						
情報収集の購入	CNREE																						
収集データーをリハビリティ本部に送信、本部にて情報整備、関係機関との共有	CNREE																						
データーの処理、分析	CNREE																						
リハビリティ本部ホームページ、Line8000（電話相談）、ニュースレター（電子版、書面）にて提供	CNREE																						
マスメディアの活用	CNREE																						
プロジェクトに関する情報を取りまとめるためモジュールの作成	CNREE																						
利用者への研修実施	CNREE																						
医療リハビリテーション専門職に対する研修向上訓練の実施	リハビリチーム（社会保険公庫、国家保険厅、教育省等）																						
医療リハビリテーション専門職のニーズ及びサービスについての相談及び情報提供窓口を強化する。	リハビリチーム（社会保険公庫、国家保険厅、教育省等）																						
3-1	各研修内容の策定	リハビリチーム（社会保険公庫、国家保険厅、教育省等）																					
研修計画の実施	リハビリチーム（社会保険公庫、国家保険厅、教育省等）																						
サービス施設、設備の改善	リハビリチーム（社会保険公庫、国家保険厅、教育省等）																						
研修結果の評価	リハビリチーム（社会保険公庫、国家保険厅、教育省等）																						
3-2	⑨ 地方レベルの人材で構成されるワーキンググループの形成	リハビリチーム（社会保険公庫、国家保険厅、教育省等）																					
総合計画書（以下「計画書」）の様式を作成し、改訂する。	リハビリチーム（社会保険公庫、国家保険厅、教育省等）																						
研修を開始するための研修実施作成を開始する。	リハビリチーム（社会保険公庫、国家保険厅、教育省等）																						

	実行計画の策定	リハ専門職チーム（社会保険公庫、国家保険庁、教育省等）												
	作成(既存資料の確認、研究、案作成、施行、改定)	リハ専門職チーム（社会保険公庫、国家保険庁、教育省等）												
	国全体で利用されるよう提案	リハ専門職チーム（社会保険公庫、国家保険庁、教育省等）												
3-3	リハビリテーション専門職及びATAPSに對し「計画書」の活用について研修する。	研修計画の策定	リハ専門職チーム（社会保険公庫、国家保険庁、教育省等）											
		研修の実施	リハ専門職チーム（社会保険公庫、国家保険庁、教育省等）											
3-4	リハビリテーションマニュアル（健常別自己訓練マニュアル、医療レベル別マニュアル等）を作成し、施行、改訂する。	国・地方レベルの入材で構成されるのワーリンググループの形成	リハ専門職チーム（社会保険公庫、国家保険庁、教育省等）											
		作成を開始するための研修実施	リハ専門職チーム（社会保険公庫、国家保険庁、教育省等）											
		実行計画の策定	リハ専門職チーム（社会保険公庫、国家保険庁、教育省等）											
		作成(既存資料の確認、研究、案作成、施行、改定)	リハ専門職チーム（社会保険公庫、国家保険庁、教育省等）											
		国全体で利用されるよう提案	リハ専門職チーム（社会保険公庫、国家保険庁、教育省等）											
3-5	医療リハビリテーション専門職及びATAPSに対し自己訓練マニュアルの活用の仕方を家庭・当事者に指導する。	研修計画の策定	リハ専門職チーム（社会保険公庫、国家保険庁、教育省等）											
		研修の実施	リハ専門職チーム（社会保険公庫、国家保険庁、教育省等）											
3-6	障害者の就労に關し、障害者団体及び障害者支援するNGOの組織を通じて能力強化の研修をする。	研修計画の策定	職業セクター、CNREE、NGO、障害者によるチーム											
		研修の実施	職業セクター、CNREE、NGO、障害者によるチーム											
		就労に関するニーズと関心の把握	職業セクター、CNREE、NGO、障害者によるチーム											

附表II 実施計画(PO)

3-7 障害者の就労に關し、障害者団体及び障害者を支援するNGOに対する研修を実施する。	研修計画の策定	職業セクター、CNREE、NGO、障害者によるチーム							
	研修の実施	職業セクター、CNREE、NGO、障害者によるチーム							
	就労機会増加を目指した各グループの指導(作業所の環境改善など)	職業セクター、CNREE、NGO、障害者によるチーム							
3-8 職業訓練従事者に対する研修の実施	研修計画の策定	職業セクター、CNREE、NGO、障害者によるチーム							
	研修の実施	職業セクター、CNREE、NGO、障害者によるチーム							
4-1 共通目標の共同作成について専門職及びAPSに対する研修を行う。	インストラクターの職業リハビリーション環境の改善	職業セクター、CNREE、NGO、障害者によるチーム							
	研修計画の策定	リハ車専門チーム(社会保険公庫、国家保険庁、教育省等)							
	研修の実施	リハ車専門隊チーム(社会保険公庫、国家保険庁、教育省等)							
4-2 共通目標の作成、分析のための意見交換の場を提供する。	情報共有の機会を設定、提案する。	リハ専門チーム(社会保険公庫、国家保険庁、教育省等)							
		リハ専門隊チーム(社会保険公庫、国家保険庁、教育省等)							
5-1 障害当事者のリーダー育成のための研修を行う。	リーダー資質のある障害者の把握、選定研修計画の策定	CNREE及び地方委員会							
	研修の実施	CNREE及び地方委員会							
	当事者リーダーのイニシアチブに対する支援	CNREE及び地方委員会							
5-2 地域住民に対する障害者の人権についての啓発活動を行う。	戦略の策定	CNREE及び地方委員会							
	戦略に従ったアクション実施	CNREE及び地方委員会							
5-3 地域住民に対してパリアフリー社会実現のための啓発活動を行う。	都ごとに活動計画を策定	CNREE 及びび部委員会							
	アクション実施	CNREE 及び部委員会							
5-4 プロジェクトの成果を広報する国内・海外セミナーを実施する。	ブルンカ地方でのセミナー実施	プロジェクト							
	国際セミナー実施	プロジェクト							

附表 III: 専門家リスト

日本人長期専門家

- チーフアドバイザー
- 住民参加啓発
- プログラムコーディネーター

日本人短期専門家:

- 医療リハビリテーション
- 職業リハビリテーション
- 障害者のキャパシティビルディング
- その他必要に応じた分野

第3国専門家（短期）

- 地域に根ざしたリハビリテーション（CBR）
- その他必要に応じた分野

備考：短期専門家の人数及び専門分野は、プロジェクトの進捗状況に応じて、各会計年度の合同による検討を通じ決定する。

附表 IV 資機材リスト

1. 機材：医療リハビリテーション及び職業リハビリテーションに必要な機械・器具・物品、データ処理に必要な機材、車両、コピー機
2. その他のプロジェクトの効果的な実施のため双方に必要となる機材、器具

備考：

1. 上記の機材は日本人専門家の技術移転に必要となる機材に限る。
2. 上記の機材の内容、詳細、数量に関しては、会計年度の予算に応じ、合同での検討を通じ決定し、年毎に提供される。

附表 V コスタリカ共和国カウンターパート及び事務要員リスト

➤ 国家リハビリテーション特殊教育審議会

職種	所属部署	名前
プロジェクトダイレクター	事務局長	Ms. Bárbara Holst
プロジェクトサブダイレクター	技術部長	Ms. Lizbeth Barrantes
プロジェクトマネージャー	ブルンカ支部コーディネーター	Mr. Marcos Gutierrez
プロジェクトマネージャー補佐	技術部補佐	Mr. Rodrigo Jiménez Molina
公共政策・地域参加	公共政策・地域参加	Ms. Michelle Cordero
	ブルンカ支部	Ms. Paula Arias
研修	研修	Ms. Ana Montoya
情報	情報	Mr. José Alberto Blanco
モデルマネジメント	公共政策・地域参加	Ms. Nancy Vásquez
	ブルンカ支部	Ms. Marlene Quiros Ms. Keilyn Gutierrez
理学療法	ブルンカ支部	Ms. Yaneth Enriquez Pitty Ms. Ana Victoria Mora Umaña Ms. Ana Rebeca Blanco
特殊教育		Ms. Roxana Valverde Fallas Ms. Carmen Valverde Fallas
プロジェクトの必要性に応じた人員（技術者、事務要員）の配置。		

➤ 協働機関

機関	国レベル	地方レベル
教育省	Ms. Gilda Aguilar	Ms. Ana Lorena García
厚生省	Ms. María Elena López	Mr. Luis Fernando Guillén
労働省	Ms. Rosa María Quirós	Ms. Betsy García
職業訓練センター	Mr. Carlos Madrigal	Mr. Gerardo Jiménez
社会福祉庁	Ms. Ana María Ramírez	Ms. Xinia Espinoza
国家保険庁	Mr. Wilbert Torres	
社会保険公庫	Ms. Rosa Climent	Mr. Albin Castro
障害者組織	選定中	ブルンカ地方障害者組織（9 組織： 2006 年 2 月現在）

⑨

BH

附表 VI 建物及び設備リスト (CNREE ブルンカ支部及び中央事務所)

1. 日本人専門家に必要なスペース及び設備
2. 機材設置に必要な部屋及びスペース
3. JICA が提供した物品に必要な建物、設備、スペース
4. その他のプロジェクト実施に必要な設備

附表 VII 合同調整委員会

- 1) 議長：第1回委員会にて選定
- 2) 副議長：第1回委員会にて選定
- 3) コスタリカ側委員
 - ・ CNREE 理事長
 - ・ プロジェクトダイレクター
 - ・ プロジェクトサブダイレクター
 - ・ プロジェクトマネージャー
 - ・ プロジェクト協働機関（厚生省、教育省、労働省、社会保険公庫、国家保険庁、社会福祉庁、職業訓練センター、障害者組織）
 - ・ 経済企画省
 - ・ ブルンカ地方リハビリテーション委員会メンバー
- 4) 日本側委員
 - ・ 日本人プロジェクト専門家
 - ・ JICA コスタリカ駐在員事務所長
- 5) オブザーバー
 - ・ 在コスタリカ日本大使館
 - ・ 大統領府障害アドバイザー
 - ・ 議長が必要と判断した者